

仕様書

1 業務名

中央卸売市場産業廃棄物収集運搬処分業務（木製パレット2 ※資源リサイクル施設前）

2 業務目的

札幌市中央卸売市場で発生する産業廃棄物（木製パレット）の収集運搬及び処分を目的とする。

3 履行場所

札幌市中央区北12条西20丁目

札幌市中央卸売市場 資源リサイクル施設前

（別添平面図参照）

4 産業廃棄物の種類及び予定数量

種類	予定数量(kg)	荷姿・備考
木くず（木製パレット）	37,500kg ※約1,500枚	資源リサイクル施設に集積 ※集積状況は別添写真のとおり

※ 予定排出量は予定数量であり、収集運搬処理数量は変動することがある。

5 履行期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

※ 業務の履行完了日は、マニフェストD票に記載された中間処分完了日とする。

※ 収集運搬にあたっては、市場開市日の午後1時から午後5時の間又は市場休市日の午前9時から午後5時の間に行うものとし、詳細は別途協議する（令和8年休開市日カレンダーは別紙のとおり）。

6 収集方法等

- (1) 受託者は、市場関係者の往来に支障を生じさせないように廃棄物の収集を行うこと。
- (2) 廃棄物の収集に必要な車両、資機材、人員等は受託者の責任において用意すること。ただし、市場敷地内における積み込み作業として使用するフォークリフトのみ貸出し可とするが、一切の事故等については、受託者の責任にて行うこととする。
- (3) 排出量は、受託者から返送されたマニフェスト記載の数量をもって確認する。

7 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり常に作業現場の保安の確保に努めるとともに施設損壊等の事故防止に留意すること。

なお、受託者の責めにより生じた事故等は、ただちに委託者へ報告の上、一切を受託者の責任において処理するとともに、施設損壊等については原状に復旧すること。

8 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する資材等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。

9 一般的事項

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用し、また、受託者名入りの名札等を付けること。
- (2) 業務を行うにあたり監督者を定めること。監督者は、必要に応じて収集に立会い、常に当該業務を把握すること。
- (3) 拾得物は直ちに委託者（管理センター守衛室）に届け出ること。
- (4) 業務従事中は市場内において、物品の受理及び無断持出し等の行為を禁じる。
- (5) 搬出日時等については、事前に委託者と十分な協議を行うこと。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(別添)

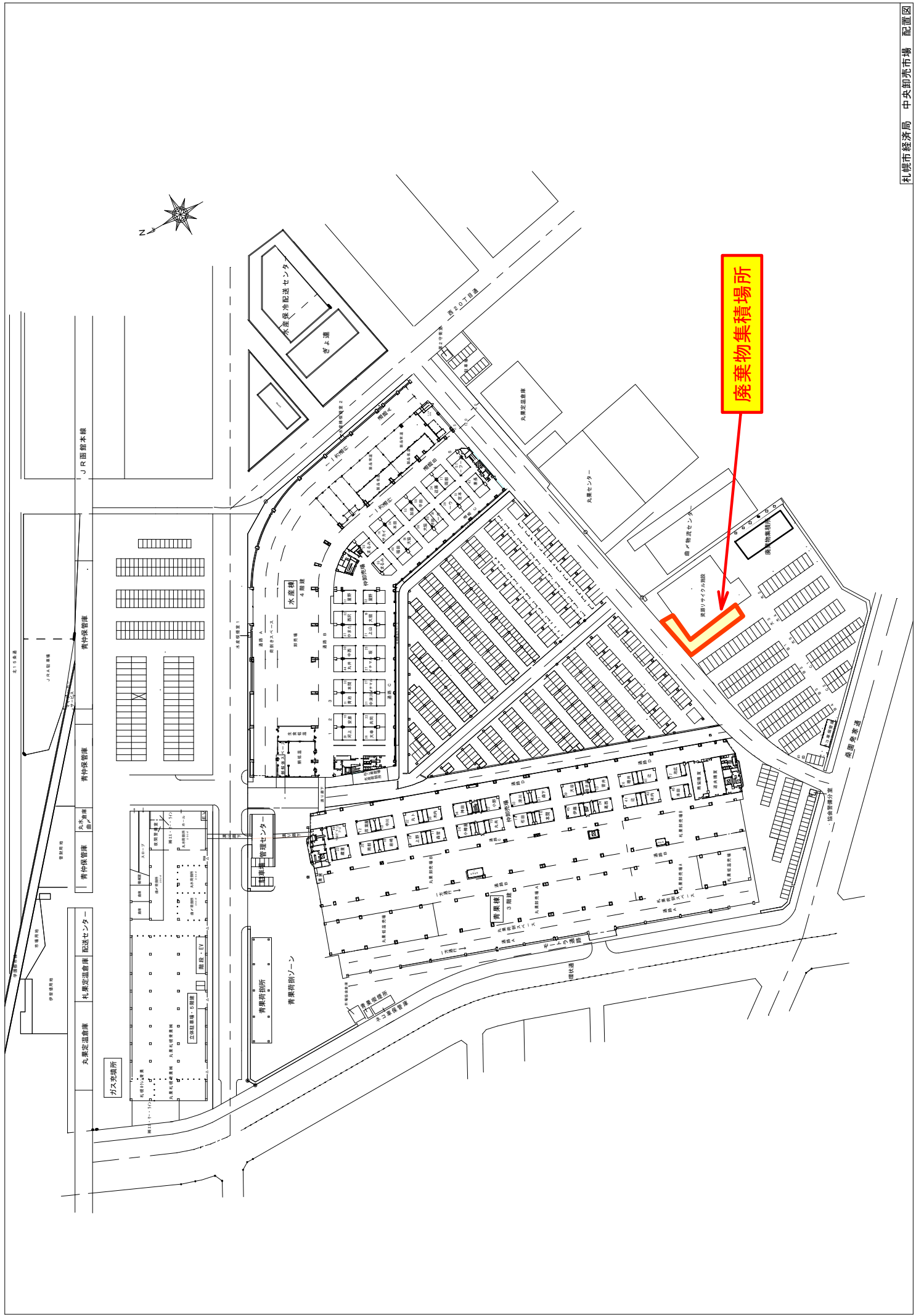
廃棄木製パレットの集積状況

1 資源リサイクル施設の北側



2 資源リサイクル施設の西側





廃棄物集積場所



令和8年（2026年）臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：254日
青果部：249日

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 19日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、12日：成人の日

2月 (水産物部 20日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日

3月 (水産物部 22日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

20日：春分の日

4月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日：昭和の日

5月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日、6日：振替休日

6月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日：海の日

8月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日：山の日

9月 (水産物部 20日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21日：敬老の日、22日：国民の休日、23日：秋分の日

10月 (水産物部 23日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日：スポーツの日

11月 (水産物部 21日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日：文化の日、23日：勤労感謝の日

12月 (水産物部 23日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

31日：条例で規定する休み

- 凡例
- 条例上の休市日(111日)
 - 臨時休市日(3日)
 - 臨時開市日(3日)
 - 水● 水産物部のみ臨時休市日(0日)
 - 青● 青果部のみ臨時休市日(6日)
 - 水○ 水産物部のみ臨時開市日(0日)
 - 青○ 青果部のみ臨時開市日(1日)